

青森県北西部につがる市は、広大な農地と寒暖の差が大きい北国特有の気候から、農業がたいへん盛んなまちです。中でも、お米、メロン、スイカ、りんご、トマト、長いも、ねぎ、ゴボウは、つがる市の主力農産物であり、「つがるブランド農産物」として全国PRをはじめとする様々な取り組みを行っております。

農業は私たちの生活の根幹を支える大切な産業です。

そこで、つがる市では、市外から移住される新規就農を目指す方に、 農業研修や住居費用の支援など農業者育成のための様々なサポートを 行っています。



つがる市マスコットキャラクター **つが一るちゃん**

青森県つがる市役所

経済部農林水産課

住所:青森県つがる市木造若緑61-1 電話:0173-42-2111(代表)





対象者

- ①つがる市に転入し、生活の拠点を移した方で、農業以外の職業から新たに就 農しようとする方。
- ②つがる市地域おこし協力隊員であった方で、新たに就農しようとする方。
- ※ただし、①、②とも三親等以内に農地を所有したり、借り入れしたりしてい る親族がいない方に限ります。



要件

- ①国が行う農業次世代人材投資事業(準備型)の交付を受けている方。
- ②受入農業経営体で農産物の栽培について研修を受ける方。
- ③事業期間終了後、引き続きつがる市内に住所を有し、1年以内に自立就農で きる方。
- ※ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではあり
- ④つがる市又は転入前の市町村に納入すべき市町村税その他の徴収金の滞納 がない方。
- ⑤申請日においてつがる市へ転入した日から1年を経過していない方。 ※つがる市地域おこし協力隊員であった者は除きます。



補助金

- ①就農準備支援金……10万円(1回限り)
- ②研修支援金……月額5万円(定額、補助月数上限24か月)
- ③居住費支援金……家賃の1/2以内

(上限2万5千円、補助月数上限24か月)

※就農準備支援金、研修支援金とは研修や就農にあたって必要となる農機具 及び資材等を準備するための資金として支援するものです。

【補助金の返還対象になる場合があります】

- ①研修終了後、1年以内に就農しなかったとき。
- ②交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間就農を継続しないとき。
- ③偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- ④新規就農者が市外へ転出したとき。
- (5)その他補助金を交付することが適当でないと市長が認めたとき。



つがる市就農研修生受入協議会がバッ

ベテラン農家で構成された受入協議会が研修先となり、実践的な指導をします。 マッチングからサポートするので、地元の方と繋がりを持ちながら、農業者と して定着していくことができます。





